

## 2 売薬課税の推移

苛酷な売薬印紙税 一八八二年（明治一五）に業界の反対や歎願を押し切って施行された「売薬印紙税規則」は、一八七七年（明治一〇）制定の「売薬規則」による売薬営業税（一方につき二円、右鑑札料一方につき二〇銭）、請売鑑札料および行商鑑札料（一枚につき各二〇銭）という内容であったそれまでの売薬業界の負担を急増させることとなった「禁止的」ともいえる重税であり、一九二六年（大正一五）の廃税まで、反対運動がくり返えしおこなわれた。

その課税方法は、売薬業者（製造者）が売薬印紙を購入し、薬品の容器または包紙に貼付・消印するという形をとった。その額はつぎのとおりである。

定価一銭まで	印税五厘	同 五銭まで	同 五厘
同 二銭まで	同 二厘	同 十銭まで	同 一銭
同 三銭まで	同 三厘		

十銭をこえる場合は五銭まで毎に五厘を増す

一見すれば定価の一割のような印象を受けるが、すべてが切り上げで算定されており、定価六銭の薬品でも定価一〇銭のものと同額の一銭の印紙を貼付しなければならないので、実質的な負担は一割をかなりうわ回ることとなるのである。

さらに配置薬につきものの未使用分の回収・廃棄を考慮せず、全く代金収入のない返却分の印紙は業者の負担で廃棄されなければならなかった。当時の業界で一般化していたとされる値引きも全く考慮の外に置かれたことはいうまでもない。

さきにみた「歎願書」によれば、極端な場合は、定価六銭の薬を一〇服配置し、そのうち三服が使用されたとすれば、その回収代金は一八銭、しかも「五掛ノ払」(半値で販売)すれば総額で九銭にしなければならない。これに対して印紙代は一〇服分、一〇銭であるから、代金を一銭うわ回ることとなるとされている。

不使用のまま回収された薬品がすべて廃棄されるものとすれば、これを「禁止」に近い重税と業界が受け取ったのは当然であった。

さらにこの規則にはきびしい罰則規定がつけられている。

無印紙売薬発売の業者は二円以上二〇〇円以下、同じく請け売り者と行商者は二円以上一〇〇円以下の罰金、印紙税不足の場合には、業者二円以上一〇〇円以下、請け売り者と行商者は二円以上五〇円以下の罰金、官の許可しただり捌き所以外で印紙を購入したものは、二円以上二〇円以下、「情ヲ知りテ」この印紙を購入したものは、二円以上一〇円以下の罰金というきびしさであった。

このような課税の理由を、政府は売薬方数への課税は、各方の販売高にいちじるしい差があるのに同額の課税をすることになるので「大ニ権衡ヲ失スル」ことになるという業者の批判に応えたかのようにのべ、したがって「業者ノ販売高ニ対シ公平ニ賦課」し、あわせて脱税を防ぐためとしている(『明治財政史』第六巻、昭和四十六年復刻)。

しかしその真の理由はのちにみるような当時の深刻な財政事情にあったのである。

さすがにこの重税は一八八六年（明治一九）の「売薬印紙交換規則」によって、返品されて廃棄される分に貼付されていた印紙はつぎのような条件つきで、新印紙と交換が可能となつて、かなり緩和されることとなる。

「売薬営業人所持ノ売薬中性効ヲ失シタルモノヲ廃棄センカタメ既貼ノ印紙不用ニ属スル場合ニ於テ一人分既貼印紙類一ト口十円以上ハ其願出テニヨリ在ノ割合ヲ以テ新印紙ト交換スヘシ

一 既貼印紙十円以上一円ニ付 交換新印紙八〇銭

二 同 二〇円以上一円ニ付 同 八五銭

この条件については、一〇円以下の小額についてはその必要がないうゑに手数料がかかり、また交換に必要な行政コストを考えれば、この交換比率は妥当だと政府は説明した。

しかしこの制度をもっとも有効に使つた場合でも、さきの事例にあてはめれば、使用三服分の印紙税は実質四・〇五銭と回収入金金の四五％（定価通り販売したとしても二三％）を占めることとなるのである。

#### 課税の背景と

殖産興業政策のための膨大な財政支出に西南戦争（一八七七年）の戦費負担が加わつて不換紙幣の増発

#### 業界の反論

はいちじるしく、物価は騰貴し、それが輸入超過、正貨流出を呼び、当然洋銀相場は高騰（紙幣は

減価）し、一八八一年（明治一四）の日本経済はまさに破局寸前の状態にあつた。

いわゆる松方デフレ政策は、不換紙幣を整理し、正貨準備を充実して兌換制度を確立し、近代的通貨・金融体制を整備する一方で、近代産業を手厚く保護育成するとともに外向きの軍備を拡充するという任務をもつて登場する。

その財政面の特徴は超均衡財政である。それは一般行政費の緊縮と軍事費の増額が同時平行的におこなわれ、そのうゑで紙幣整理と正貨準備繰り入れのための財政余剰（一八八一年から四年間で西南戦争による不換紙幣と同額の余剰が生ま

れた)をねん出するための大増税の施行という形で実現された。

西南戦争直前に二・五パーセントに下げられた地租はその後の米価暴落によって耐え難いものとなっているうえに、自由民権運動の激化もあって増徴は不可能な状況にあったので、この増税は消費税と地方税の改正ないし新設によるほかなかったのである。一八八〇年(明治一三)から八四年までの間に国民の税負担は国税と地方税をあわせて八二二四万円から九九九三万円へと急増した。

そのうち売薬税総額は八万六〇四一円から三六万四九四二円へと四・二倍強となっている。

売薬印紙税規則の施行の結果であるが、これと前後して酒税と煙草税の増税(一八八二年)や醬油税の復活および菓子税の新設(いずれも一八八五年)が行われている。

さきにみた大蔵卿と内務卿の太政大臣宛て「伺書」にみるような、売薬を無効と暴利という視点でしかみない見解は、売薬業の現実をねじまげ、重税を課すための口実づくりにすぎなかったのである。

これに対してさきにみた「売薬規則改正歎願書」はつぎのような修正意見をのべている。

- ①印紙税は定価一銭まで無税、二銭以上六銭までは二厘、六銭をこえる場合は定価四銭を増すごとに二厘を加える程度に軽減する。政府案のような重税では売薬の改良を妨げ、粗製に陥る可能性がある。
- ②印紙の消印は行商者でも行えるようにする。運搬中の印紙の剝脱や破傷、行商者の不注意による無印紙や破傷印紙のついた薬品配置の可能性、薬品の分服・小分けは「旅中夜間」の行商者の仕事であることなどがその理由となる。
- ③印紙貼付は売薬営業者の調剤所で行わなければならないという規定を廃止すること。製薬の作業は分業組織で行われ「一定の調剤所無之者」であり、もしこれらを一か所に集中すれば、「諸職工諸器械共ニ一時ニ講求」しなくてはならないばかりか「諸般ノ空費」を要することとなるからである。

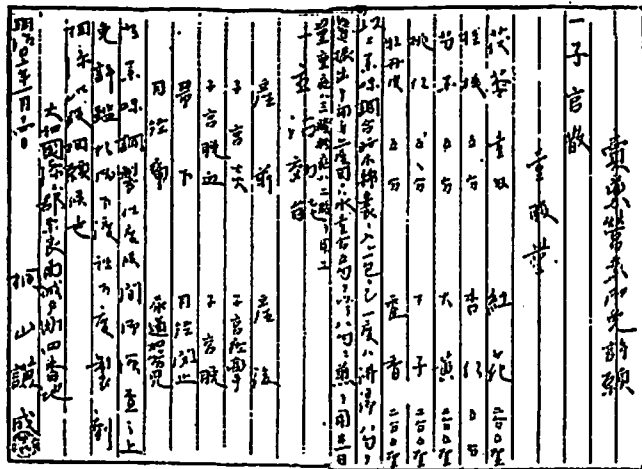
以上は売薬印紙税そのものの撤回を求めているものではなく、負担軽減と手続き簡素化を求める「歎願」であるが、このような反論は大正末期に至るまで、各地の同業組合などによって絶えずくり返され、その論旨も整備されてくる。それは前記のように政府も認めた売薬営業税の逆進性に加えて、以下のように要約することができよう。

- ①新薬・新製剤、医家用薬品が非課税であるのに対して、売薬にのみ課税するのは不公平である。
- ②同じ売薬でも回収廃棄を前提とする配置薬の方が、店舗売薬にくらべて実質的な負担が大きい。
- ③帳簿作成や印紙の貼付・消印・交換などの諸手続きが繁雑であり、これと関連して徴税費用も多大である。
- ④売薬の末端価格を高めることによって低所得層の利用を妨げ、国民保健上からも問題である。
- ⑤販売総額に対する定率課税が望ましい。

きびしい脱 税取り締り このような反対陳情が相つぐ一方で、一種の実力行使ともいえる無印紙売薬の横行に政府は手を焼いたようである。『明治財政史』第六巻によれば、「預薬装薬ノ名ノ下ニ無印紙売薬ノ各地ニ散布ス

ルモノ甚タ夥シク、(中略)各地出張検査官ノ實際ノ報告竝ニ各地方収税長ノ諸報告書ニ徴スルモ、(中略)各地民間ニ散在スルモノノ十中八九ハ無印紙ニシテ、行商者予メ需要者ト相通謀シ需要者亦廉価ニ之ヲ購入スルヲ便トスルモノ比々皆然リ、偶々之ヲ差押フルトキハ口実ヲ明治十五年印紙税則施行以前ノ配薬ニ籍リ、以テ犯罪ノ痕跡ヲ掩蔽ス。而シテ検査員ハ心中其虚偽タルヲ知ルト雖モ(中略)之ヲ判明スヘキ証差ナキヲ以テ空シク手ヲ拱ネキテ之ヲ傍観セサルヘカラサルノ状況ニ接セリ」といった状態であった。

これへの対応は一八八六年(明治一九)からの無印紙売薬を所持または使った消費者も処罰の対象とする規制強化であり、これと関連して、印紙税施行以前のものという証拠のない限りは、その売薬所持者または預け人から承書を



願許免業御賣薬

戸長役場に差出し、当該売薬を期限を限って、所持者の場合には売り戻し、あるいは売り渡人に印紙を貼付せしめ、預託の場合には預け人に返戻せしめ、それらの処置がとられない場合には棄却せしめるという措置もとられた。

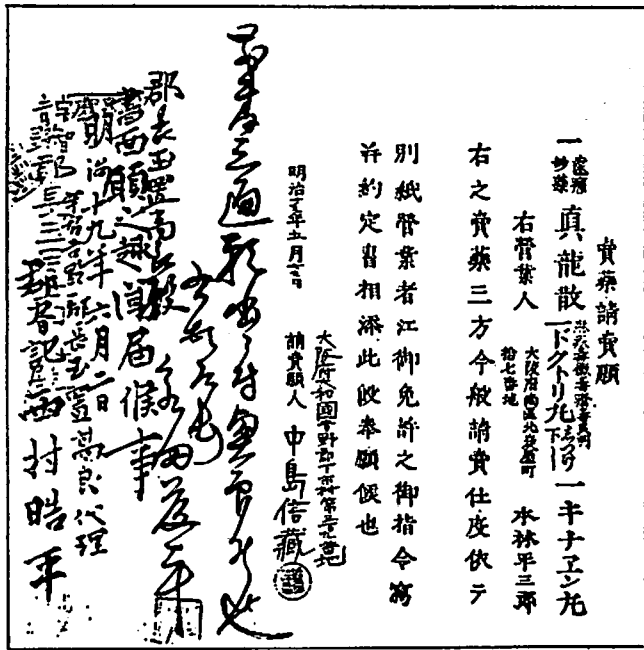
『奈良県薬業史』資料編の中嶋家文書四七は、一九八七年(明治二〇)に播磨国在住の二人から行商人を通じて売薬営業人に無印紙売薬を返戻したことに對する戸長役場の認証書である。

また同書の四三の「印紙貼付不正につき陳弁書」は某売薬營業者に屬する行商者が配置した眼薬に貼用した印紙に「イササカ墨痕アルヲ以テ印紙再貼云々ノ嫌疑」を受けたことに對する大阪府租稅課と売薬検査官宛ての弁明書であり、残薬への印紙貼付時に生じた手違ひであつて、既使用印紙の再用ではないことをのべている。

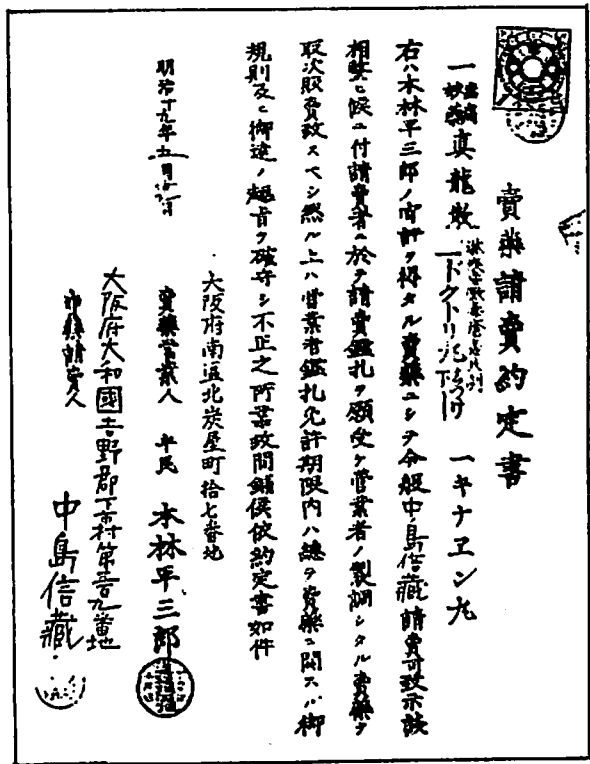
無印紙売薬の取り締りはさらに売薬營業者・請け売り者・行商者に對して、つぎのような煩雜な事務手続きを強制することによつて強化された。

まず免許を受けるため、調剤者である売薬營業者は、各府県知事宛(所管は警察部)に、方名・処方・形状・主治効能・使用法を記載した「売薬營業御免許願」(のち「売薬検査御願」と改正)を提出し、免許鑑札を受けなければならない。請け売り人も取り引き先の營業人ごとに、方名をあげ、營業人の免許鑑札の写しと、營業人との間に交した「請売約定書」を添付して知事宛に「売薬請売願」を提出して、「請売鑑札」を受けなければならない。

また行商者についても、營業者あるいは請け売り者みずから行商するときはその氏名、売子をして行商させるときにはその売子の氏名をも記載し、扱ふ



賣藥請賣願



賣藥請賣約定書

薬品名を明記した「売薬行商鑑札御下渡願」を知事宛に提出しなければならなかった。

以上の書式は『奈良県薬業史』資料編三五五〜三五六頁に、また「請売約定書」は同じく三九〇〜三九二頁に、それぞれ掲載してあるが、現存する文書を示せば別掲の写真のとおりである。

また免許申請の内容と現実の調剤とが一致していることを保証し、あわせて売薬印紙貼付を証明するため、売薬営業人はつぎのような記帳を毎日おこなうことが義務づけられていた。

① 売薬製剤帳

原料薬品の種類・代価・仕入先を記入する「売薬現品買入ノ部」、方名ごとに製剤量・原料使用量を記載した「製剤方法ノ部」、

方名・数量・貼付印紙の種類、枚数などを記入した「売薬製剤ノ部」の三部からなる。

② 売薬売渡并ニ行商人へ渡帳

薬品名・数量・価額・引渡先を記入する「薬品売渡ノ部」と「行商人へ渡ノ部」および「行商人ヨリ戻リノ部」からなる。

③ 売薬印紙買入遣払明細帳

購入した印紙の種類別数量と代価・購入先を記した「売薬印紙買入ノ部」と貼付した印紙の種類別数量と価格を記した「売薬印紙遣払ノ部」からなる。

さらに売薬営業税と売薬印紙税の納付義務を負うのは営業人であり、そのうち印紙税は売薬を使用する消費者に価格転嫁されることとなり、請け売り人は無関係であるにもかかわらず、これに対しても方名・数量・代価・売薬営業人氏名を記入した「買入ノ部」と「売薬返戻ノ部」にわけられた「売薬買入帳」の作成が義務づけられていた。

農工商いずれもほと 前田正名をリーダーとして農商務省から刊行された『興業意見』(一八八四年)は、当時大和がふんど衰退を極めたり ぐまれていた大阪府の当時の情勢についての報告をこの見出しの言葉から始めている。

松方デフレ政策の基盤は結局のところ農業をふくむ在来的産業部門からの収奪であった。

米価は一八八一年(明治一四)のピークから八四年までに一石(一五〇<sup>+</sup>)一〇円〇八銭から四円六三円へと惨落し、重税と借金により大量の農民が没落して小作化し、あるいは流民化して都市スラムを形成・拡大した。商工業もこれに対応して大きな打撃を受けたことはいうまでもない。大阪府の場合はつぎのように誌されている。

「農は負債のために、概ね所有の土地十分の五弱程は抵当に入れたるも、到底負債を償ふて再び己の所有地となすべき見込なきもの多き、大凡其三分の二にあり。工は労益相償はざるが故に、其業に従事し能はざるもの多く、偶々然らざるものあるも、真に碌々従事するまでにして、只空しく不景気の回復するを待つより外なき有様なり。」



商は貨物を仕入るるも其販路に窮し、将来の見込立たず、只管手を縮めて損失を逃れんことを勉むるの実況なり。

又、府下の物産中、菜種・薬種・樽材・漆等は二十年前を以て今日に比較するに十分の五程の減退を見る。製造物中、清酒・奈良晒布・和泉モンパ・堺庖丁・宇陀紙の如きも又同じく二十年前と今日とは十分の六程まで減少せり。」

ここで「薬種」が出てくるが、富山県の部でも「物産中……(中略)……二十年前と今日とを比較すれば……(中略)……」  
売薬は四分の三に減じ……」と誌されている。

奈良の売薬業界についての若干の数字をあげればつぎのとおりである。

売薬印紙税が年度間を通じて徴収された最初の年である一八八三年(明治一六)の大阪府大和国の売薬税収入は九一一七円であったが、八六年には七八九八円となり、交換制度が通年実施された翌八七年には七四一〇円にまで低下し、八三年の水準を本格的に上回るのは一八八九年(明治二四)からである(奈良県統計書各年次版による)。

全国統計でも一九八三年(明治一六)の水準は八八年にようやく回復され、そのうち売薬営業税は同じ八三年のピークから八七年には約二〇%の減収となり、その水準回復は九一年(明治二六)となった。

無印紙売薬の取り締りが強化されれば、税収は増大するのは当然である。それが減少するということは、さきの「嘆願書」がおそれていたとおり、印紙税による消費者負担の増大が「農工商いずれも衰退をきわめ」たいわゆる松方デフレ下の一般購買力の極度の不振に加重され、売薬業界の売り上げや代金回収の悪化が新規参入を阻害したばかりか、休廃業の増大を結果したことを間接的に物語っている。

とくに売薬営業税の不振は、その課税の性格からして、免許方剤数の減少を意味し、多くの「家伝」的方剤の消滅と新規免許取得の減少を意味するものであらう。

これを具体的に示しているのが『大和売薬史』(奈良日報社(一九三三年))に掲載されている「大和売薬人物誌」である。

ここに登場する一九三三年(昭和八)当時の主要売薬営業業者六三家中、一八八二年(明治一五)からの一〇年間に開業したものは二家しかなく、ほかに印紙税を機として廃業、一八九二年再興が一家あるだけである。それ以前の創業は二〇家である。また同じ資料では吉野町の陀羅尼助製造者三〇家が「売薬取締規則」に続く印紙税によって、新規開業者をもふくめて四家にまで減少したとされている。

#### 売薬税の改正

以上のような売薬税制は、業界の根強い反対ないしは修正運動にもかかわらず、松方デフレ政策の「成功」後の企業熱勃興期にも存続したばかりか、一九〇四年(明治三七)には日露戦争(一九〇四-一九〇五)の戦費調達のために「非常特別税」が賦課されることとなる。

その税率は印紙税の二、三倍となるという風説が流れて、業界の不安は高まったが、実際には一方剤ごとに、年間の製造定価総額に対してつぎのような額を課税するというものであった。もちろん、一方剤二円という売薬営業税はそのままである。

三百円未満	三元	二万円未満	三〇円
五百円 "	五円	三万円 "	四〇円
一千元 "	七円	五万円 "	五五円
二千元 "	一〇円	七万円 "	七〇円
三千元 "	一五円	一〇万円 "	八五円
一万円 "	二〇円	一〇万円以上	一〇〇円

ここでの問題は、売薬営業税が生産価額に関係なく一方につき一律二円であり、大量生産あるいは高貴薬生産にい

ちじるしく有利であるという不満に対して、生産価額に応じて課税される方式をとったのはよいとしても、税率からすれば、定価総額三〇〇〇円の方剤については一%、同じく一〇万円のものに対してはわずかに〇・一%というように、この特別税自体が同様に強い逆進的性格をもっていたことである。

この特別課税の四か月後に「売薬印紙税規則」は廃止され、「売薬税法」によって、「売薬ニハ定価一割ノ売薬税ヲ課ス」(一錢未満はすべて切上げ)とされ、「売薬税ハ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス」ということになった。ちなみに売薬用印紙は一八九八年(明治三二)から証券・煙草・訴訟・登記などの印紙とともに同一種類の印紙となり、売薬印紙税収入は統計上売薬税から外れて印紙税収入の項に合算されることとなった。

ここで売薬営業税は廃止されることとなったが、特別課税のため全体としては増税となり、しかも既使用印紙の転用を防ぐため「売薬営業者ハ売薬ノ容器又ハ包紙等ニ貼用印紙ヲ破毀スルニ非サレハ売薬ヲ取出スコトヲ得サルノ装置ヲ為スヘシ」(「売薬税法」第三条)ということになった。

さらに売薬営業者が無印紙売薬を販売したとき、または定価以上に販売したときは脱税額の二〇倍、最低五円の罰金(旧規則では前者の場合二円以上二〇〇円以下、印紙不足二円以上一〇〇円以下)、印紙に消印をしなかった場合でも三円以上五〇円(旧規則では二円以上二〇円以下)の罰金となるというように罰則が強化され、あるいは定価をつけていない売薬を販売した場合や帳簿類を隠匿したり記載を怠ったり不正な記入をした場合などの罰則が新設された。

この法律は日露戦争が終り、一九一〇年(明治四三)に非常特別税が廃止されると同時に改正され、印紙税は再び売薬印紙税という名称にもどされるとともに、売薬営業税も特別税を若干の手なおしをしたうえで継承するという形で復活する。

その税額はつぎのとおりである。

三百円未満	三元	二万円未満	三三元
五百円 "	五円	三万円 "	四二元
一千円 "	七円	五万円 "	五七円
二千元 "	九円	七万円 "	七二円
三千元 "	一二円	一〇万円 "	八七円
五千元 "	一七円	一〇万円以上	一〇二円
一万円 "	二二円		

定価総額五〇〇〇円以上については特別税に二円うわ積みされており、一方あたり二円の旧営業税の復活ともみられるが、いずれにしても日露戦争前の営業税にくらべれば、最低の定価総額三〇〇〇円未満の方剤で一円、一〇万円以上の方剤では一〇〇〇円の増税であり、逆進性も是正はされたものの依然大きいというほかはない。

ついで翌一九一一年（明治四四）には法改正によって、道府県は売薬営業税に対して三%以内、市町村は同じく五%以内の付加税を地方税として賦課することができるようになった。それに加えて奈良県や富山県では売薬行商税も課せられた。

日露戦争後の軍拡や植民地経営は、戦時増税の恒常化に加えて新しい財源を必要としていたのである。

大和売薬同業組合の一九一七年（大正六）の報告によれば、行商人中売薬関係にだけ課税することは重要物産としての発展上支障をきたすとして、数年にわたって奈良県議会に陳情してきたとされており、翌年次の報告では、一人

一五銭（年）の県当局提案に対して、県議会は一〇銭に修正したが、継続して全廃を貫徹するとのべられている（『奈良県史』資料編四）六三、四六六頁）。

売薬営業税の廃止と「営業税」

さきの売薬営業税はようやく一九二二年（大正一一）に廃止された。しかし問題の売薬印紙税の方は「売薬税」と名を変えて存続したばかりではなく、新しく「営業税」が売薬営業者ばかりか店舗をもつ請け売り営業者に対しても課せられることとなったのである。

それに先きだつて、大和売薬同業組合は、売薬営業税はさきにみたように「製造高総額」に賦課し、売薬印紙税は廃止するという要求を決定していた。

これにもとづいて同業組合幹部は奈良県選出代議士の協力のもとに政府筋に陳情するとともに、東京や富山の同業組合と意見交換を行つて運動を展開することとした（『奈良県売薬史』資料編四六九頁）。

それが以上のような形で挫折したのちは、営業税と売薬税とともに廃止することを目指し、広範な他業界と連携した中産階級運動の一環として、大正末期の社会的経済的危機のなかで、多様な運動が展開されるのである。

営業税は一八九七年（明治三〇）、日清戦争後の植民地などの経営費用と軍備拡張のために行われた増税の一環として創設されたものであり、営業収益とは無関係に、たとえば製造業の場合には資本金の千分の一・五、建物賃貸価格の千分の四〇、従業者一人につき一円、従業者中「職工・労役者」一人につき三〇銭を課すというもので、資本金五〇〇円未満、または職工・労役者二人以上を使用しないものは免税となっていた。

また「物品販売業」では、売り上げ金額に対して卸売業は一万分の五、小売業は一万分の一五に加えて、建物賃貸価格の千分の四〇、従業者一人につき一円が賦課され、当時の免税点は年間売上額一千元であった。

この營業税は生産性や販売効率、あるいは価値実現力などの規模別格差の関係で、營業収益に対する實質的税負担は小規模企業ほど高くなることもあって、第一次大戦前にも、憲政擁護・閥族打倒・反軍拡の運動と相まって、はげしい徹廢運動が起り、免税点の引き上げをよぎなくされたいわくつきの「悪税」であった。

この反対運動は第一次大戦後の一九一八年（大正七）に再燃した。一九二〇年（大正九）の戦後恐慌期の營業税息納人員の急増を背景として、おりからのワシントン軍縮条約成立などによる軍事費節減分を減税へというチープ・ガバメント志向と普通選挙運動の高揚がその背景となったのである。

前記の売薬營業税、売薬印紙税撤廢運動もこれとの関連でみられなければならないが、この營業税反対運動の方も、財政の余裕を教育・建設・国債償還に充たしたいという理由から挫折してしまったのである。

しかしその後も經濟不安は続き、正貨の流出は止らず、外債依存は増大し、財政は危機的状态となった。関東大震災の打撃がこれに加わる。

それは労働・農民運動の高まりと急進化や經濟界の財政負担軽減要求を呼び、普選運動ともからんで社会的・政治的不安を増大させることとなる。

このような状勢のなかで、各地の同業組合や準則組合などを母体とする実業団体連合会の營業税撤廢運動はさらに盛り上がり、通行税・織物消費税・綿糸輸入関税の撤廢運動とも連動してその実現を政府に迫ることとなったのである。売薬税撤廢を目指す売薬業界も、一九二五年（大正一四）の全国売薬連合会第五回連合大会で、その推進とともに実業団体連合会と協力して營業税廃止運動を推進する決議をおこなった。

このような反税運動は、大企業に対する中小企業者の立場を明確にうち出し、「産業を阻害する悪税」を撤廢して

「負担の公平」を訴える経済自由主義にもとづく中産階級独自の運動として「大正デモクラシー」の一環を形成するものであった。しかしそれは同時に当時の労働・農民運動や普選運動の急進的部分に対しては「新規矯激なる思想の輸入を排す」として一線を画す性格をもつものであった。

**営業税・売** このような状況に押されて、政府は大幅な行財政整理を行うとともに、歳入総額にいちじるしい増  
**業税の廃止** 減をきたさない範囲で税体系を正し、「中流以下多数の負担を軽減し、社会政策の効果を挙ぐるが

ため」(一九二五年八月閣議決定) 国民負担の公平化を目指して、一九二六年(大正一五)に大幅な税制改革をおこなった。

中小企業者の多年の念願であった営業税と一八八二年(明治一五)以来四五五年間も続いた売薬印紙税(この時点では売薬税)は醬油税・通行税・綿布についての織物消費税とともに廃止された。

同時に第三種所得税の課税最低限の引き上げ、相続税の免税点の引き上げ、地租の課税標準の賃賃価格への変更と田畑地租の免税点の設置などもおこなわれた。

しかし一方では酒税や関税の税率引き上げ、煙草定価の改訂、清涼飲料税、資本利子税の新設とともに営業収益税が創設され、増税総額は当初の想定とはちがって、減税総額をわずかながらう回る結果となったのである。

ともあれ、売薬税廃止は業界多年の悲願の結実であったが、ここで問題となったのは廃止の時点で、すでに印紙を貼付してあった既製薬の新製品との交換に際しての廃棄処分にもなう印紙税返還(いわゆる戻し税)であった。

大和売薬同業組合は一九二五年(大正一四)九月の営業者大会で「売薬税廃止期成同盟会」を組織して四〇人あまりの委員を選び、前後十数回にわたって上京し、ついにその目的を達することができた。一九二六年(大正一五)

から二年間の廃棄処分申請は延べ二二二二二件、二万〇八二六方、処分した定価総額は一二七二万二六二二円、戻し税交付額は六三万五六二四円と大和売薬同業組合は報告している。ちなみに一九二〇年（大正九）の奈良県の印紙貼用額は『奈良県統計書』によれば約四四万円であった。

売薬税廃止にともない、大和売薬同業組合は組合員の製品であることを明示し、かつ組合経費徴収のため、定価ごとに一二種類の証紙を発行して製品に貼付させることとし、一万枚につき七五銭と証紙表示定価の一万分の五の賦課金をとることとした。

また廃税の趣旨が消費者の負担軽減にあり、廃税運動もこれを強調していたことから、定価の一割引き下げを組合として決定したが、下部への浸透は不十分だったようである。

廃税の効果は生産・販売額の激増となってあらわれ、一九二六年（大正一五）の大和売薬同業組合の生産額は、新旧交換と得意先の拡張によって、前年にくらべて倍増以上となり、配置従業者もまた倍増近くとなったが、これは「直ちに以て健全なる発達なりと見る能はず」と同業組合の報告書はのべており、一九二七年には七%の減産で、これは「積極的緊縮商策」と新旧交換の減少の結果であり、代金回収も順調でなく「得意場争奪の弊漸く熾ならんとす」としている（『奈良県売薬史』資料。編四七三〜四七五頁）。

なお廃税に際しては、関西の店舗薬業者が売薬業者の戻し税運動に対して、これが廃税の妨げとなるとして反対運動を展開し、また医師会は、上下水道建設や低所得者向けの医療機関整備のための財源として、売薬税の存続に動いたとされている。



営業収益税と 営業税に代る営業収益税は、文字通り営業収益に対して法人三・六%、個人二・二%を賦課するも  
売薬配置税 のであって、免税点は個人に限り純益四〇〇〇円であった。

営業税にくらべれば、合理的な税制といえようが、奈良市で開催された第七回全国売薬連合会大会では、免税点の  
引き上げ(四〇〇円から八〇〇円へ)と税率を法人三・〇%、個人のうち収益二二〇〇円以上のものは二・〇%、未満のも  
のは一・五%とするという決議がなされ、政府や議会に陳情することとなった。論議の要点はつぎのとおりであった。

①政府は同業組合その他の業界用体に対して、営業収益税についての事項を諮問することができるといふ法律の条文があるにもか  
かわらず、営業収益の査定は従来どおりの外形標準によって税務官吏が一方的かつ過大に行っている。もっともこれには営業者自  
体の帳簿の不完全という現実も無視できない。

②営業収益率は少数の営業収益税調査委員の意見によって業者の実状に必ずしも適合しない標準を一方的に押しつけてくる。

③免税点の収益四〇〇円は給与生活者への所得税の一三〇〇円にくらべて低すぎる。

④以上の結果として収益税は営業税の場合と同じく、実質的には大きな逆進性をもっている。

⑤税率も高すぎる。

⑥医家の投薬は無税であるのに、売薬だけに収益税を賦課するのは不公平である。

最後の点を除いては、売薬業界の問題以上に中小企業全般に共通する問題であり、多くの他業種の同業組合などか  
ら「申告のし放し、決定のし放し」とか、「一部の富裕者などからなる調査委員会」などという批判の声があがった  
のである。

ところでこの営業収益税の免税点以下の営業者に対しては、府県税としての営業税が賦課されることとなっていた  
が、これら両税の売薬行商者に対する課税をめぐって業界から疑義が出された。それは売薬を「専ラ」請け売り行商

するものに対しては、営業収益税法での「営業場ヲ有セサル者」として、課税しないと解釈するのか、あるいは行商専業とはいっても、自宅に営業帳簿を置いていたものは「営業場」をもつものとみなして、課税の対象とするのかというものである。

大和売薬同業組合の資料(奈良県製薬協同組合所蔵)によれば、当時の国税当局は前者、奈良県内務部は後者の見解をとったとされている。

この問題は「地方税ニ関スル施行規則」(一九二六年)による「専ラ行商又ハ露店営業ヲナス者ニ対シテハ営業税ヲ賦課スルコトヲ得ス」という条文に照して、県税営業税の非課税が決定したが、この過程ではかの売薬産地には類例をみない売薬配置税新設問題が起ってくるのである。

これについては次章で詳述されているが、一九二七年(昭和二)の大和売薬同業組合の奈良県知事宛陳情書は「二重不当並ニ県下主要産業発達ヲ阻害スルモノ」として撤廃を訴えている。「二重不当」とは売薬営業者と売薬請け売り営業者に対する賦課は営業収益税のうえに二重に課せられることとなり、行商者への課税は「木綿・蚊帳・筆墨ノ行商」と何ら選ぶところがないのに不当な差別であるというのである。

### 3 売薬生産の発展

税収から 売薬印紙交換規則が実施された一九八六年(明治一九)は松方デフレ政策が一応その目的を達成し、  
みた成長 そこを出発点として日本経済が新しい展開をはじめようとするときにあたっていた。その後、農業